

学長等の選任規程

第1条 この規程は、関東学園大学長、関東学園大学附属高等学校長及び関東学園大学副学長（以下「学長等」という。）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学長等の選任は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学長等の任期が満了するとき。
- (2) 学長等の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 学長等が前2号以外の理由で欠員となったとき。

第3条 学長は人格高潔、学識がすぐれ大学の運営に識見を有する者でなければならない。

第4条 理事長は、第2条各号の一に該当する事態が生じた場合には、理事会を招集し、学長等の選任を行うものとする。

- 2 直接利害を有する理事は、学長等の選任の審議及び議決に加わることはできない。

附 則

この規程は、2021（令和3）年10月1日から施行する。